

平成20年10月17日

単品スライド条項の適用について

新城市は、最近の主要な工事材料の著しい価格高騰を踏まえ、工事請負契約約款第26条第5項「単品スライド条項」について、平成20年10月17日から当分の間、以下のとおり適用することとしました。

1 対象材料

- (1) 工事の請負代金額に大きな影響を及ぼす全ての主要工事材料
- (2) 材料品目類ごとの増額分が対象工事費の1%を超える品目

2 スライド適用の対象工事

継続中の工事及び新規契約工事で、実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事。

3 請負代金額変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更申請に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担

4 スライド条項の適用手続き

愛知県による運用詳細を準用

単品スライド条項（新城市工事請負契約約款第26条第5項）

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、甲又は乙は、請負代金額の変更を請求することができる。